

仕様書

1 委託業務名

産業廃棄物等分析検査業務

2 業務の内容

産業廃棄物最終処分場に係る放流水等及び周辺河川の検査を実施し、その結果の報告を行う。

3 履行期限

令和9年3月31日

4 検査項目及び検査方法等

(1) 検査項目1について

受託者は、市が都度指示する現場に赴き、採水を実施し、指定する項目について別紙の方法により分析を行うものとする。

(2) 検査項目2について

受託者は、市が指示する日時及び場所に容器を運搬し、市の指示する日時及び場所にて採水済みの容器を受け取り、指定する項目について別紙の方法により分析を行うものとする。

(3) 検査方法について

別紙検査方法欄に定めがない場合は、原則として日本産業規格（JIS）に定める測定方法に準拠すること。

(4) 採水機材等について

受託者は、採水時に必要な機材及び容器等並びに分析に必要な機器等（検査項目2については、採水時に必要な容器のみ）を受託者の責任において準備すること。特に、地下水採取のベラーについては、採取管の径に対して最適なサイズのものを準備し持参すること。

(5) 検査項目及び総検体数について

別紙検査項目及び検査方法等のおりとするが、採水計画の変更等により委託期間中に検体数が増減する場合がある。

5 採水日等

(1) 受託者は、本検査を市の指示により随時行うものとする。

(2) 当初予定している採水場所及び回数は以下のとおりである。

大津市上田上大鳥居町 ほか 17回

(3) 市が指示した採水日が荒天の場合は、調整するものとする。

(4) 採水は、採水教育を受けたものを行うものとし、市が指定する時間内に終了できるよう人員を配置するものとする。

6 委託業務に係る提出物

(1) 契約締結時

計量証明事業登録証（濃度）の写し、着手届

標準作業手順書、ワークシート（※）、採水及び試料保存に関する注意事項等を記した書面等のうち、市が指示するもの

（※）仕様書で定めた分析方法で正しく検査を行った事を客観的に明らかにするための次のような事項が記載できる書類

- ・ 検査項目、搬入日、検体番号、検査開始日時、検査員
- ・ 使用する水、使用試薬（メーカー、製品 No.、ロット No.）
- ・ 調整試薬の調整方法及び調整日
- ・ 試料の保存方法
- ・ 検査に使用する試料の採取量
- ・ 試料液の前処理等の記録
- ・ 検量線用溶液の調整方法
- ・ 検査終了日時

(2) 報告時

サンプル採取日又は採水済容器受取日から一ヶ月以内を目途に水質分析結果報告書（計量証明書2部）を提出すること。また、採取の際には周辺状況（気温、水温、透視度等）を記録し、採取状況を撮影したものを報告書に添付すること。

(3) 完了時

完了届、結果報告書のまとめ（2部）、測定結果が入力された電子データ（一式）

7 その他

- (1) 受託者が本業務遂行のため事業場に立入る際は、市が同行し測定場所等を指示するものとする。
- (2) 基準値を超える分析結果が出たときは、直ちに市に報告すること。
- (3) 重金属（As、Pb 等）の追加分析について、検査値が各基準値を超過するなどの場合に、当該検体を用いて溶解性の分析を市が指示することがあるため、必要量を当分の間、適正に保存しておくこと。なお、サンプルを廃棄する場合については、市に確認をとること。
- (4) 異常値が認められた場合、その経過及び原因を検討し、速やかに市に報告すること。なお、受託者の過失により異常値が生じた場合には無償で再検査を行うものとする。
- (5) 分析結果（クロマトグラム、検量線等）については、後日確認できるよう保存しておくこと。保存期間は、業務完了報告後3年間とする。
- (6) 受託者は本業務にかかる分析結果（クロマトグラム、検量線等）及び分析記録（記録紙、計算結果等）について、市が必要と認める場合には、市に閲覧させるものとする。
- (7) 受託者は、市が必要と認める場合には、市に分析機器等の状況を確認させるものとする。
- (8) 受託者は本業務を適切に遂行できるように精度管理を実施し記録すること。また、市が必要と認める場合には、その記録を閲覧させるものとする。
- (9) 当該業務委託の履行に関し、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議して定めるものとする。